

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付け、同年○月○日付け及び同年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、養護学校に臨時教員として就労していたが、平成○年○月○日に同校合同学習室内で自立活動授業のための女子児童を介助していたところ、児童の手が請求人の顔面及び右眼球を直撃して負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、負傷後、A病院で「右結膜炎、右眼球打撲」の傷病名により加療を受け、その後、B整形外科クリニック等の医療機関で「頸椎捻挫」（以下「本件傷病」という。）の傷病名により療養を継続したが、監督署長は、請求人の傷病は、平成○年○月○日付けをもって治癒したものと認定した。

請求人は、平成○年○月○日から同年○月○日までの間に係る療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件請求は、治癒後の請求であるとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の傷病が平成○年○月○日をもって治癒しているとして、同年○月○日以降の期間に係る療養補償給付及び休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成○年○月○日付けで治癒と認定された後も、C整形外科クリニックで頸椎捻挫の傷病名により加療を受け、療養補償給付及び休業補償給付の請求に及んだものである。

(2) 労災保険法に基づく休業補償給付の対象となるのは、医学的にみて、通常医療効果の期待できる場合に限られ、傷病の症状が固定した状態に至り、もはや症状改善のための効果的な治療が期待できなくなったときは、身体に障害が残り、それに対しての対症療法が施行されていたとしても、当該傷病は「治癒」したものとして、同法所定の休業補償給付の対象外となるものである。

(3) 請求人は、平成○年○月○日から治癒認定時までの間、B整形外科クリニックにおいて「頸椎捻挫」の傷病名により加療を受けているが、D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、平成○年○月○日から平成○年○月○日までリハビリを行ったが、自覚症状や他覚症状は改善しなかったもので、症状固定していると思われるとの意見を述べており、その後に転医したC整形外科クリニックでの治療内容は、請求人の自訴に対するリハビリテーション治療が中心の対症療法であると認められる。

したがって、上記(2)に照らすと、請求人の症状は既に治癒しているものと判断される。

なお、請求人は、本件事故による外傷性白内障の治療が遅れたこと等、同疾患に関する陳述を意見書等において述べているが、本件において検討すべきは

本件傷病にかかる治ゆの時期に関するものであり、その他については判断を要しないと考えるので、付言する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。